

令和7年4月

お客様各位

会津商工信用組合
理事長 菊地 武

七日町支店移転のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、七日町支店は昭和42年5月に開設し、地域の皆様に愛されつつ営業して参りましたが、人口減少など地域を取り巻く環境は大きく変化しております。

それらを踏まえ、当組合は経営基盤の強化を図るために店舗の再構築を目的に、七日町支店を本店営業部内に移転し店舗併設を実施することといたしました。

七日町支店をご利用のお客様にはご不便をお掛けいたしますが、今後も地域の発展に貢献して参る所存でございますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 移 転 日 令和7年7月28日（月）
2. 移転する店舗、移転先

移転する店舗	移転先店舗名、住所、電話番号
七日町支店 (店番号005)	本店営業部 内 〒965-0037 会津若松市中央一丁目1番30号
移転に関するお問い合わせ先 会津商工信用組合総合企画部 電話番号 0242-22-6565	電話番号 0242-22-7575 FAX 番号 0242-24-5635 (電話番号・FAX 番号は本店営業部と共用)

- * 店舗移転に関して、お客様のお手続きは一切不要でございます。
移転後の口座所属店及び口座番号等の変更はございませんので、通帳、証書、キャッシュカード、ローンカードはそのまま継続してご利用いただけます。
- * 七日町支店のATMコーナーは、令和7年7月25日（金）午後3時をもって終了させていただきます。

なお、個人の組合員のお客様限定サービスとして、当組合キャッシュカードによる当組合以外のATMでの入出金お取引の際にご負担いただきました手数料のうち「月2回分まで」をお戻しする『キャッシュバックサービス』を実施しております。

詳しくは次ページをご覧ください。

以上

移転する店舗、移転先店舗 略図



個人の組合員のお客様限定 ATM利用料キャッシュバックサービス

個人の組合員のお客様限定サービスとして、当組合キャッシュカードによる当組合以外のATMでの入出金お取引の際にご負担いただきました手数料のうち「月2回分まで」をお戻しする『キャッシュバックサービス』を実施しております。

キャッシュバックサービス対象ATM

当組合提携の「金融機関のATM」「コンビニのATM」等

* 当組合のATMは無料をご利用いただけます。

ご利用の対象

当組合の普通預金のキャッシュカードをお持ちの個人の組合員のお客様。

キャッシュバックの方法

当月にご負担いただきました利用手数料(※1)の月2回分まで(※2)を、翌月20日(窓口休業日の場合には前営業日)にお客様のお取引された口座へご入金(※3)いたします。

※1 振込手数料は対象外とさせていただきます。

※2 毎月1日～末日のご利用における、1回目と2回目の入出金お取引でご負担いただいた手数料がキャッシュバックの対象となります。3回目以降は所定の手数料がかかります。

※3 通帳の適用欄には「手数料返戻」と印字されます。

* 翌月20日(窓口休業日の場合には前営業日)以前にお取引された口座を解約された場合は無効となりますのでご注意ください。